

# 南和広域医療企業団議会

平成30年 第1回 定例会

提出議案

平成30年2月

南和広域医療企業団

提出議案目次

議案番号	事 件 名	頁
議第 1 号	平成 3 0 年度南和広域医療企業団病院事業会計予算について	1 頁
議第 2 号	南和広域医療企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	4 5 頁
議第 3 号	南和広域医療企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について	5 1 頁
議第 4 号	南和広域医療企業団企業長及び副企業長の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について	5 3 頁
議第 5 号	南和広域医療企業団職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について	5 5 頁
議第 6 号	南和広域医療企業団病院事業料金徴収条例の一部を改正する条例について	6 1 頁

議第 1 号

平成30年度南和広域医療企業団病院事業会計予算について

(総則)

第1条 平成30年度南和広域医療企業団病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |               |           |           |           |           |
|---------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| (1) 病床数       | 一般        | 291 床     | 回復期及び療養病床 | 102 床     |
| (2) 年間入院患者数   | 入院患者数 (延) | 99,127 人  | 入院患者数 (延) | 34,828 人  |
|               | 及び外来患者数   | 外来患者数 (延) |           | 209,840 人 |
| (3) 1日平均入院患者数 | 入院患者数     | 367 人     |           |           |
|               | 及び外来患者数   | 外来患者数     |           | 860 人     |
| (4) 主な建設改良事業  |           |           |           |           |
|               | 感染症病床改修工事 |           |           | 24,000 千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

- |     |           |               |
|-----|-----------|---------------|
| 第1款 | 病院事業収益    | 10,131,599 千円 |
| 第1項 | 医業収益      | 8,489,239 千円  |
| 第2項 | 医業外収益     | 1,515,930 千円  |
| 第3項 | 看護師養成事業収益 | 126,430 千円    |

支 出

- |     |           |               |
|-----|-----------|---------------|
| 第1款 | 病院事業費用    | 10,330,625 千円 |
| 第1項 | 医業費用      | 9,937,367 千円  |
| 第2項 | 医業外費用     | 263,396 千円    |
| 第3項 | 看護師養成事業費用 | 111,519 千円    |
| 第4項 | 特別損失      | 15,343 千円     |
| 第5項 | 予備費       | 3,000 千円      |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 197,126 千円は、損益勘定留保資金で補てんするものとする。)

収 入

第1款	資本的収入	585,935 千円
第1項	負担金	585,935 千円

支 出

第1款	資本的支出	783,061 千円
第1項	建設改良費	146,741 千円
第2項	企業債償還金	585,936 千円
第3項	県借入償還金	50,384 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、500,000 千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1. 職員給与費	4,933,305 千円
2. 交際費	120 千円

(たな卸資産の購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、1,551,070 千円と定める。

(重要な資産の取得)

第8条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

1. 感染症病床改修工事	24,000 千円
--------------	-----------

平成30年2月22日提出

南和広域医療企業団 企業長 上山 幸寛

議第1号

平成30年度

南和広域医療企業団病院事業会計予算書(案)

南和広域医療企業団



# 平成30年度 南和広域医療企業団病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度南和広域医療企業団病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

	一 般	291 床	回復期及び療養病床	102 床
(1) 病床数				
(2) 年間入院患者数及び外来患者数	入院患者数 (延)	99,127 人	入院患者数 (延)	34,828 人
	外来患者数 (延)	209,840 人		
(3) 1日平均入院患者数及び外来患者数	入院患者数	367 人		
	外来患者数	860 人		
(4) 主な建設改良事業				
	感染症病床改修工事	24,000 千円		

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	病院事業収益	10,131,599 千円
第1項	医業収益	8,489,239 千円
第2項	医業外収益	1,515,930 千円
第3項	看護師養成事業収益	126,430 千円
支 出		
第1款	病院事業費用	10,330,625 千円
第1項	医業費用	9,937,367 千円
第2項	医業外費用	263,396 千円
第3項	看護師養成事業費用	111,519 千円
第4項	特別損失	15,343 千円
第5項	予備費	3,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額197,126千円は、損益勘定留保資金で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	585,935 千円
第1項 負担金	585,935 千円
支 出	
第1款 資本的支出	783,061 千円
第1項 建設改良費	146,741 千円
第2項 企業償還金	585,936 千円
第3項 県借入償還金	50,384 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1. 職員給与費 4,933,305 千円
2. 交際費 120 千円



(たな卸資産の購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、1,551,070千円と定める。

(重要な資産の取得)

第8条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

1. 感染症病床改修工事

24,000 千円

平成 30 年 2 月 22 日 提出

南和広域医療企業団

企業長 上山 幸寛



平成30年度

病院事業会計予算に関する説明書

南和広域医療企業団

平成30年度 南和広域医療企業団病院事業会計予算実施計画

収益的収入及び支出  
(収入)

(単位:千円)

款	項	目	予定額	備考	
1 病院事業収益	1 医療収益		10,131,599		
		1 入院収益	8,489,239		
		2 外来収益	5,060,359		
		3 その他医療収益	2,464,399		
		4 県補助金	315,334		
		5 他会計負担金	69,436		
	2 医療外収益			579,711	
				1,515,930	
		1 受取利息及び配当金		213	
		2 県補助金		17,567	
		3 他会計補助金		523	
		4 他会計負担金		129,684	
	3 看護師養成事業収益	5 長期前受金戻入		1,327,356	
		6 その他医療外収益		40,587	
				126,430	
		1 県補助金		80,000	
	2 その他看護師養成事業収益		46,430		

平成30年度 南和広域医療企業団病院事業会計予算実施計画

(支出)		(単位:千円)		
款	項	目	予定額	備考
1 病院事業費用			10,330,625	
	1 医療業費用		9,937,367	
		1 給与	4,840,448	
		2 材料	1,551,070	
		3 経費	2,057,881	
		4 減価償却費	1,466,922	
		5 資産減耗費	3,000	
		6 研究修費	18,046	
			263,396	
2 医療業外費用			30,507	
		1 支払利息及び企業債取扱諸費		
		2 長期前払消費税償却	215,889	
		3 消費税	17,000	
			111,519	
3 看護師養成事業費用			111,519	
		1 看護師養成費		
			15,343	
4 特別損失			3,000	
		1 固定資産売却損		
		2 過年度損益修正損	3,000	
		3 その他特別損失	9,343	
			3,000	
5 予備費			3,000	
		1 予備費	3,000	

平成30年度 南和広域医療企業団病院事業会計予算実施計画

資本の収入及び支出  
(収入)

款	項	目	予定額	備考
1 資本の収入			585,935	
	1 負担金		585,935	
		1 負担金	585,935	

(単位:千円)

(支出)

款	項	目	予定額	備考
1 資本の支出			783,061	
	1 建設改良費		146,741	
		1 病院改築事業費	66,193	
		2 器械備品購入費	80,548	
	2 企業債償還金		585,936	
		1 企業債償還金	585,936	
	3 県借入償還金		50,384	
		1 県借入償還金	50,384	

(単位:千円)

平成30年度 南和広域医療企業団病院事業会計 予定キャッシュフロー計算書

(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

	(単位 千円)
1 営業活動によるキャッシュフロー	
当年度純利益	△ 199,026
減価償却費	1,466,922
固定資産除却費	3,000
長期前払消費税償却	205,019
賞与引当金の増減額 (△は減少)	30,982
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	89,201
長期前受金戻入額	△ 1,327,356
受取利息及び配当金	△ 213
支払利息	30,507
未収入金の増減額 (△は増加)	△ 178,688
未払金の増減額 (△は減少)	50,385
その他	15,213
小計	185,946
利息及び配当金の受取額	213
利息の支払額	△ 30,507
業務活動によるキャッシュフロー	155,652
2 投資活動によるキャッシュフロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 146,741
他会計からの負担金による収入	585,935
投資活動によるキャッシュフロー	439,194
3 財務活動によるキャッシュフロー	
長期借入れ償還による支出	△ 50,384
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	0
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 585,936
財務活動によるキャッシュフロー	△ 636,320
資金増加額 (又は減少額)	△ 41,474
資金期首残高	1,818,889
資金期末残高	1,777,415

給与費明細書

1 総括

(単位 人:千円)

区分	職員数		給与費					法定福利費	合計
	特別職	一般職	報酬	給料	賃金	手当	計		
本年度	2	507	302,624	1,904,450	119,484	1,436,231	3,762,789	676,086	4,438,875
資本勘定支弁職員									
合 計	2	507	302,624	1,904,450	119,484	1,436,231	3,762,789	676,086	4,438,875
前年度	2	446	142,695	1,767,641	122,835	1,538,622	3,571,793	618,123	4,189,916
資本勘定支弁職員									
合 計	2	446	142,695	1,767,641	122,835	1,538,622	3,571,793	618,123	4,189,916
比較	0	61	159,929	136,809	△ 3,351	△ 102,391	190,996	57,963	248,959
資本勘定支弁職員									
合 計	0	61	159,929	136,809	△ 3,351	△ 102,391	190,996	57,963	248,959

(単位 千円)

区分	地域手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	時間外勤務手当	夜間勤務手当	管理職手当	宿日直手当	初任給調整手当	管理職特別勤務手当	期末手当	勤勉手当	特殊勤務手当	児童手当	退職給与費
本年度	56,944	53,148	30,012	62,424	169,472	35,500	45,160	98,440	182,420	2,470	461,512	350,590	143,604	24,180	262,028
前年度	62,146	44,849	22,577	49,919	167,392	35,347	42,663	102,117	188,935	2,498	417,229	254,451	123,629	24,870	207,758
比較	△ 5,202	8,299	7,435	12,505	2,080	153	2,497	△ 3,677	△ 6,515	△ 28	44,283	96,139	19,975	△ 690	54,270



2 給与及び手当の状況

(1) 職員1人あたりの給与

(単位 円)

区	分	医師職	医療技術職	看護職	看護教育職	事務職	その他の職
平成30年4月1日 予定	平均給料月額(円)	482,000	315,000	299,000	392,000	254,000	236,000
	平均給与月額(円)	1,181,000	400,000	388,000	424,000	352,000	273,000
	平均年齢(歳)	45.54歳	42.89歳	39.03歳	48.67歳	38.62歳	45.36歳
平成29年4月1日 現在	平均給料月額(円)	475,845	317,687	300,204	391,993	273,231	236,859
	平均給与月額(円)	1,065,735	404,497	385,689	427,179	347,967	271,982
	平均年齢(歳)	44.89歳	42.29歳	38.49歳	47.67歳	37.62歳	44.36歳

(2) 初任給

(単位 円)

区	分	医師職	医療技術職	看護職	看護教育職	事務職	一般会計の制度 (一般行政職)
高校	卒					151,500	151,500
大学	卒	313,200	191,700	217,500	218,100	185,800	185,800

(3) 級別職員数

(単位 人: %)

区	分	医師職		医療技術職		看護職		看護教育職		事務職		その他の職	
		職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比
平成30年4月1日 予定	1級	21	35.6	11	12.1					10	55.5		
	2級	13	22.0	16	17.6	104	36.4	9	100.0	1	5.6		
	3級	25	42.4	10	11.0	33	11.5			4	22.2	25	100.0
	4級			11	12.0	128	44.8			2	11.1		
	5級			38	41.8	20	7.0			1	5.6		
	6級			5	5.5	1	0.3						
	7級												
	計	59	100.0	91	100.0	286	100.0	9	100.0	18	100.0	25	100.0
平成29年4月1日 現在	1級	19	32.2	6	7.0					5	38.4		
	2級	15	25.4	14	16.3	68	25.9	9	100.0	1	7.7		
	3級	25	42.4	12	14.0	36	13.7			4	30.8	25	100.0
	4級			10	11.6	138	52.5			2	15.4		
	5級			39	45.3	20	7.6			1	7.7		
	6級			5	5.8	1	0.3						
	7級												
	計	59	100.0	86	100.0	263	100.0	9	100.0	13	100.0	25	100.0

(4) 級別の標準的な職務内容

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
医師 医療職(一)	医員	医長	副院長 診療部長 センター長	院長		
医療技術員 医療職(二)	技師	主任技師	主査	係長 主任主査	副部長 技師長 副技師長	部長 技師長
看護師 医療職(三)		主任技師 技師	看護主査	看護主任	看護副部長 看護師長	看護部長
事務職員 行政職(一)	主事	主任主事	主査	係長 主任主査	課長 課長補佐	事務局長 次長
看護専門学校職員 教育職(四)	技師	副校長／教務主任／ 教務主査／看護主査 主任技師				
その他職員	業務員補	業務員	主任業務員			

(5) 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置
	6月(月分)	12(月分)		
本年度	2.125	2.275	4.400	有
前年度	2.075	2.225	4.300	有
一般会計の制度	2.125	2.275	4.400	有

(6) 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算 措置等	備考
支給率等	24,586,875	33,270,75	47,709	47,709	定年前早期退職特例 措置(2~45%加算)	
一般会計の制度 (支給率等)	24,586,875	33,270,75	47,709	47,709	定年前早期退職特例 措置(2~45%加算)	

(7) 地域手当

支給率 (%)	12
支給対象職員数 (人)	59
一般会計の制度 (支給率) (%)	—

17

(8) 特殊勤務手当

区分	全職種	医師職	医療技術職	看護職	看護教育職	事務職	その他の職
給与の総額に対する比率 (%)	5.3	2.1	1.0	8.8	0.0	0.0	6.2
支給対象職員の比率 (%) (平成30年4月1日予定)	96.4	98.3	93.4	100.0	0.0	0.0	100.0
支給対象職員1人あたり 平均支給月額 (円)	26,806	23,305	4,188	34,251	—	—	17,600
代表的な特殊勤務手当の名称	深夜看護勤務手当						

(9) その他の手当

区分	分	一般会計の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同	同	—
住居手当	同	同	—
通勤手当	同	同	—

平成29年度 南和広域医療企業団 病院事業会計予定損益計算書 (前年度)

(平成29年4月1日から平成30年3月31日)

(単位:千円)

1.	医業収益			
(1)	入院収益	4,578,913		
(2)	外来収益	1,979,247		
(3)	その他医業収益	292,550		
(4)	県補助金	145,036		
(5)	他会計補助金	1,942		
(6)	他会計負担金	558,822	7,556,510	
2.	医業費用			
(1)	給与費	4,175,552		
(2)	材料費	1,493,720		
(3)	経費	1,952,334		
(4)	減価償却費	1,381,149		
(5)	研究研修費	13,481		
(7)	その他医業費用	0	9,016,236	
	医業利益			△ 1,459,726
3.	医業外収益			
(1)	受取利息及び配当金	270		
(2)	他会計負担金(医業外)	129,540		
(3)	県補助金	4,640		
(4)	長期前受金戻入	1,180,241		
(5)	その他医業外収益	27,692	1,342,383	
4.	看護師養成事業収益			
(1)	県補助金	80,000		
(2)	その他看護師養成事業収益	34,235	114,235	

5.	医業外費用				
	(1) 支払利息及び企業債取扱い諸費	29,546			
	(2) 長期前払消費税償却	209,511			
	(3) 消費税	20,487			
	(4) 雑支出	0	259,544		
6.	看護師養成事業費用				
	(1) 看護師養成費	93,326	93,326		1,103,748
	経常利益				△ 355,978
7.	特別損失				
	(1) 固定資産売却損	0			
	(2) 過年度損益修正損	17			
	(3) その他特別損失	4,320	4,337		△ 4,337
	当年度純損失				△ 360,315
前	年度繰越欠損金				△ 757,454
当	年度繰越欠損金				△ 1,117,769

平成29年度 南和広域医療企業団 病院事業会計予定貸借対照表(前年度)

平成30年3月31日

資産の部

(単位 千円)

1. 固定資産				
(1) 有形固定資産				
(イ) 土地	1,370,037	1,370,037		
(ロ) 建物	11,788,212			
建物減価償却累計額	△989,079		10,799,133	
(ハ) 器械・備品	4,775,091			
器械・備品減価償却累計額	△1,309,264		3,465,827	
(ニ) 車輛運搬用具	5,157			
車輛運搬用具減価償却累計額	△1,478		3,679	
(ホ) 建設仮勘定			0	
有形固定資産合計				15,638,676
(3) 投資				
(イ) 長期貸付金	7,343			
(ロ) 長期前払消費税	351,596			
(ハ) その他投資	0			
投資合計				358,939
固定資産合計				15,997,615
2. 流動資産				
(1) 現金・預金	1,818,889			
(2) 未収金	1,133,076			
(3) 貯蔵品	54,609			
(4) その他流動資産	259			
流動資産合計				3,006,833
資産合計				19,004,448

負債の部

(単位 千円)

3. 固定負債			
(1) 企業債 ( 固定 )			
(イ) 建設改良費等の財源に充てるための企業債	6,060,697		
企業債 合計		6,060,697	
(2) 他会計借入金			
(イ) その他の長期借入金	537,722		
他会計借入金 合計		537,722	
(3) 引当金			
(イ) 退職給付引当金	909,499		
引当金 合計		909,499	
固定負債 合計			7,507,918
4. 流動負債			
(1) 未払金			563,661
(2) その他流動負債			
(イ) 預り金			0
(ウ) その他流動負債			0
企業債			
(イ) 建設改良費等の財源に充てるための企業債	585,936		
企業債 合計		585,936	
(3) 引当金			
(イ) 賞与引当金	219,399		
(ロ) 法定福利費引当金	23,969		
流動負債 合計		243,368	1,392,965
5. 繰延収益			
(1) 長期前受金		11,202,638	
(2) 長期前受金収益化累計額		△2,209,038	
繰延収益 合計			8,993,600
負債 合計			17,894,483

資 本 の 部

(単位 千円)

6. 資 本 金				
(1) 出 資	1,000,000			
資 本 金 合 計				1,000,000
7. 剰 余 金				
(1) 資 本 剰 余 金				
(イ) 国 ・ 県 補 助 金	1,227,734			
(ロ) 他 会 計 補 助 金	0			
(ハ) 他 会 計 負 担 金	0			
資 本 剰 余 金 合 計	1,227,734			
(2) 利 益 剰 余 金				
利 益 剰 余 金 合 計			0	
(3) 欠 損				
(イ) 繰 越 欠 損 金	△757,454			
(ロ) 当 年 度 純 損 失	△360,315			
欠 損 金 合 計			△1,117,769	
剰 余 金 合 計				109,965
資 本 合 計				1,109,965
負 債 ・ 資 本 合 計				19,004,448



平成30年度 南和広域医療企業団 病院事業会計予定損益計算書

(単位:千円)

(平成30年4月1日から平成31年3月31日)

1. 医業収益			
(1) 入院収益	5,060,359		
(2) 外来収益	2,464,399		
(3) その他医業収益	315,334		
(4) 県補助金	69,436		
(5) 他会計補助金	0		
(6) 他会計負担金	579,711	8,489,239	
2. 医業費用			
(1) 給与費	4,840,448		
(2) 材料費	1,551,070		
(3) 経費	2,057,881		
(4) 減価償却費	1,466,922		
(5) 資産減耗費	3,000		
(6) 研究修費	18,046		
(7) その他医業費用	0	9,937,367	
医業利益			△ 1,448,128
3. 医業外収益			
(1) 受取利息及び配当金	213		
(2) 県補助金	17,567		
(3) 他会計補助金	523		
(4) 他会計負担金	129,684		
(5) 長期前受金戻入	1,327,356		
(6) その他医業外収益	40,587	1,515,930	
4. 看護師養成事業収益			
(1) 県補助金	80,000		
(4) その他看護師養成事業収益	46,430	126,430	

5.	医業外費用			
	(1) 支払利息及び企業債取扱い諸費	30,507		
	(2) 長期前払消費税償却	215,889		
	(3) 消費税	17,000		
	(4) 雑支出	0	263,396	
6.	看護師養成事業費用			
	(1) 看護師養成費	111,519	111,519	1,267,445
	経常利益			△ 180,683
6.	特別利益			
	(1) 固定資産売却益	0		
	(2) 過年度損益修正益	0		
	(3) その他特別利益	0	0	
7.	特別損失			
	(1) 固定資産売却損	3,000		
	(2) 過年度損益修正損	3,000		
	(3) その他特別損失	9,343	15,343	△ 15,343
8.	予備費			
	(1) 予備費	3,000	3,000	△ 3,000
	当年度純損失			△ 199,026
	前年度繰越欠損金			△ 1,117,769
	当年度未処理欠損金			△ 1,316,795

平成30年度 南和広域医療企業団 病院事業会計予定貸借対照表

平成31年3月31日

資 産 の 部

(単位 千円)

1. 固定資産			
(1) 有形固定資産			
(イ) 土地	1,370,037	1,370,037	
(ロ) 建物	11,849,502		
建物減価償却累計額	△1,570,050	10,279,452	
(ハ) 器械・備品	4,849,673		
器械・備品減価償却累計額	△2,194,020	2,655,653	
(ニ) 車輛運搬用具	5,157		
車輛運搬用具減価償却累計額	△2,673	2,484	
(ホ) 建設仮勘定		0	
有形固定資産合計			14,307,626
(3) 投資			
(イ) 長期貸付金	0		
(ロ) 長期前払消費税	146,577		
(ハ) その他投資	0		
投資合計			146,577
固定資産合計			14,454,203
2. 流動資産			
(1) 現金・預金		1,777,415	
(2) 未収金		1,311,764	
貸倒引当金		0	
(3) その他流動資産			
貯蔵品	54,609		
その他流動資産	259	54,868	
流動資産合計			3,144,047
資産合計			17,598,250

負債の部

(単位 千円)

3. 固定負債			
(1) 企業債 ( 固定 )			
(イ) 建設改良費等の財源に充てるための企業債	5,448,429		
企業債合計		5,448,429	
(2) 他会計借入金			
(イ) その他の長期借入金	487,338		
他会計借入金合計		487,338	
(3) 引当金			
(イ) 退職給付引当金	998,700		
引当金合計		998,700	
固定負債合計			6,934,467
4. 流動負債			
(1) 未払金		614,046	
(2) その他流動負債			
(イ) 預り金		0	
(ウ) その他流動負債		0	
企業債			
(イ) 建設改良費等の財源に充てるための企業債	612,269		
企業債合計		612,269	
(3) 引当金			
(イ) 賞与引当金	228,684		
(ロ) 法定福利費引当金	45,666		
流動負債合計		274,350	
1,500,665			
5. 繰延収益			
(1) 長期前受金		11,788,573	
(2) 長期前受金収益化累計額		△3,536,394	
繰延収益合計			8,252,179
負債合計			16,687,311

資 本 の 部

(単位 千円)

6. 資本金				
(1) 出資	金		1,000,000	
資本金	合計			1,000,000
7. 剰余金				
(1) 資本剰余金				
(イ) 国・県補助金			1,227,734	
(ロ) 他会計補助金			0	
(ハ) 他会計負担金			0	
資本剰余金	合計		1,227,734	
(2) 利益剰余金				
(イ) 減価積立金			0	
(ロ) 利益積立金			0	
(ハ) 建設改良積立金			0	
利益剰余金	合計		0	
(3) 欠損金				
(イ) 繰越欠損金			△1,117,769	
(ロ) 当年度純損失			△199,026	
欠損金	合計		△1,316,795	
剰余金	合計			△89,061
資本金	合計			910,939
負債・資本	合計			17,598,250

注記

I. 重要な会計方針

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

・減価償却の方法

定額法による。

・主な耐用年数

建物	50年
構築物	20年
器械・備品	5年
車両運搬具	6年

2 引当金の計上方法

(1) 賞与引当金

職員の期末・勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

3 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は一括比例配分方式による。

II. 予定貸借対照表関連

(1) 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当該年度末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。）のうち、他会計が負担すると見込まれる額は6,060,698千円である。

議 第 1 号  
参 考 資 料

平 成 3 0 年 度

南和広域医療企業団病院事業会計予算書(案)

施設別明細書





# 病 床 数 及 び 患 者 数

○南奈良総合医療センター (単位：床、人)

病床数

区 分	当 年 度	備 考
一 般 病 床 ( HCU 含 む )	196	
回 復 期 病 床	36	

患者数

区 分	当 年 度	備 考
年 延 入 院 患 者 数	81,030	回復期病床含む
一 日 平 均 入 院 患 者 数	222	回復期病床含む
年 延 外 来 患 者 数	165,920	
一 日 平 均 外 来 患 者 数	680	

○吉野病院

病床数

区 分	当 年 度	備 考
一 般 病 床	50	
療 養 病 床	46	

患者数

区 分	当 年 度	備 考
年 延 入 院 患 者 数	31,390	療養病床含む
一 日 平 均 入 院 患 者 数	86	療養病床含む
年 延 外 来 患 者 数	26,840	訪問診療含む
一 日 平 均 外 来 患 者 数	110	訪問診療含む

○五條病院

病床数

区分	病床数	当年度	備考
一般病棟		45	
療養病棟		20	

患者数

区分	患者数	当年度	備考
入院患者数		21,535	療養病棟含む
一日平均入院患者数		59	療養病棟含む
外来患者数		17,080	訪問診療含む
一日平均外来患者数		70	訪問診療含む

【南奈良総合医療センター】  
(収益的収入)

款・項	目	本年度 (千円)	節		備考
			区分	金額 (千円)	
病院事業収益	入院収益	8,039,538			
	外来収益	6,561,177			
	その他医療収益	3,970,470	入院収益	3,970,470	
		1,908,080	外来収益	1,908,080	
		250,675	室料差額収益	121,810	
			公衆衛生活動収益	35,068	
			医療相談収益	40,725	
			その他医療収益	53,072	
			県補助金	69,436	
			362,516	他会計負担金	362,516
医療外収益	受取利息及び配当金	1,351,931			
	県補助金	213	預金利息	213	
	他会計補助金	17,567	県補助金	17,567	
	他会計補助金	523	他会計補助金	523	
	他会計負担金	129,684	他会計負担金	129,684	
	長期前受金戻入	1,168,015	長期前受金戻入	1,168,015	
	その他医療外収益	35,929	その他医療外収益	35,929	
	県補助金	126,430			
	80,000				
	80,000				
看護師養成事業収益	その他看護師養成事業収益	46,430	その他看護師養成事業収益	46,430	

( 収益の支出 )  
款・項

病院事業費用	目	本年度 (千円)	節		備考
			区 分	金 額 (千円)	
医 業 費 用	給 与 費	3,812,008	料	1,404,554	
			当	1,128,334	
			酬	264,853	
			金	75,036	
			費	453,795	
			額	37,261	
			与	172,827	
			額	89,201	
			額	186,147	
			額		
材	費	1,230,780	品	630,545	
			費		
			費	588,266	
			費	95	
			費	11,874	
			費		
			費		
			費		
			費		
			費		
經	費	1,590,071	生	621	
			費	1,575	
			費	7,232	
			費	3,086	
			費	33,045	
			費	1,380	
			費	133,119	
			費	15,071	
			費	869	
			費	8,779	
			費	26,893	
			料	6,263	
			料	4,243	
			料	111,019	
			料	1,004,513	
			料	108	
			費	4	
			費	16,043	
			費	120	
			費	4,974	
			金	211,042	
			費	72	

款・項	目	本年度 (千円)	節		備考
			区 分	金 額 (千円)	
医 業 外 費 用	減 価 償 却 費	1,065,970			
			建物減価償却費	110,056	
			建物付属設備減価償却費	287,043	
			構築物減価償却費	10,997	
			医療器械減価償却費	480,059	
			器械備品減価償却費	177,102	
			車両減価償却費	713	
			資産減耗費	1,000	
			研究研修費	15,266	
				謝金	300
			図書費	3,887	
			旅費	6,029	
			研究雑費	5,050	
		263,396			
		30,507			
	支払利息及び企業債取扱諸費				
			企業債利息	29,685	
			一時借入金利息	822	
	長期前払消費税償却	215,889			
			長期前払消費税償却	215,889	
	消 費 税	17,000			
			消 費 税	17,000	
		111,519			
		111,519			
看 護 師 養 成 費 用	看 護 師 養 成 費				
			給料	42,336	
			手当	15,769	
			報酬	15,554	
			法定福利費	14,474	
			法定福利費引当金繰入額	1,006	
			賞与引当金繰入額	3,718	
			教材費	821	
			旅費交通費	910	
			職員被服費	52	
			消耗品費	613	
			消耗備品費	540	
			光熱費	9,880	
			燃料費	1,080	
			食料費	17	
			印刷製本費	324	
			修繕費	54	

款・項	目	本年度 (千円)	節		備考
			区分	金額 (千円)	
特別損失			保険料	398	
			借料	960	
			通運搬費	461	
			委託料	2,240	
			諸会費	252	
			負担金	60	
	9,343				
	固定資産売却損	1,000			
	1,000			1,000	
	過年度損益修正損	1,000			
	7,343			1,000	
	その他の特別損失				
				7,343	
予備費		1,000			
	予備費	1,000			
	予備費			1,000	

( 資本的收入 )

款・項	目	本年度 (千円)	節		備考
			区分	金額 (千円)	
資本の収入 負担金		585,935			
		585,935			
	他会計負担金	585,935			
			他会計負担金	585,935	

( 資本の支出 )

款・項	目	本年度 (千円)	節		備考
			区分	金額 (千円)	
資本の支出 改良費		721,320			
		85,000			
	病院改築事業費	35,000			
	器械備品購入費	50,000		35,000	
				医療器械購入費	50,000
企業債償還金		585,936			
		585,936			
			企業債償還金	585,936	
県借入償還金		50,384			
		50,384			
			県借入償還金	50,384	

【吉野病院】  
( 収益的収入 )

款・項	目	本年度 (千円)	節		備考
			区分	金額 (千円)	
病院事業収益	入院収益	1,326,714			
	入院収益	1,262,266			
	入院収益	659,190	入院収益	659,190	
	入院収益	402,599	外来収益	402,599	
医療外収益	その他医療収益	52,641	室料差額収益	39,785	
	その他医療収益		公衆衛生活動収益	5,335	
	その他医療収益		その他医療収益	7,521	
	その他医療収益	147,836	他会計負担金	147,836	
医療外収益	長期前受金戻入	64,448			
	長期前受金戻入	60,620	長期前受金戻入	60,620	
	その他医療外収益	3,828	その他医療外収益	3,828	



( 収益の支出 )

款・項	目	本年度 (千円)	節		備考		
			区 分	金 額 (千円)			
病院事業費用 医療費用	給与	1,185,582					
		1,181,582					
		566,071	料	254,808			
			当	161,435			
			酬	7,794			
			金	23,280			
			利	91,724			
			費	4,508			
			法定福利費引当金繰入額	22,522			
			賞与引当金繰入額				
		材	料	229,570	費		
					品	200,158	
					材	26,864	
					料	20	
					料	2,528	
消耗品							
品							
経	費	269,243	費	16			
			費	324			
			通	5,741			
			品	1,630			
			品	36,723			
			水	9,311			
			料	11			
			料	648			
			製	13,608			
			本	1,673			
			繕	60			
			險	34,598			
			数	161,684			
			借	2,525			
			託	691			
運							
搬							
會							
諸							
減	価 償 却 費	114,518	費				
			償	55,314			
			却	556			
			費	8,778			
			費	49,629			
			241				

款・項	目	本年度 (千円)	節		備考
			区 分	金 額 (千円)	
	資産減耗費	1,000			
	研究研修費	1,180		1,000	
特別損失		3,000			
	固定資産売却損	1,000			
	過年度損益修正損	1,000		1,000	
	その他特別損失	1,000			
予備費		1,000			
	予備費	1,000			
				1,000	

( 資本的支出 )

款・項	目	本年度 (千円)	節		備考
			区 分	金 額 (千円)	
資本的支出		33,048			
	建設改良費	33,048			
	病院改築事業費	12,500			
	器械備品購入費	20,548			
				12,500	
				20,548	

【五條病院】  
( 収益的収入 )

款・項	目	本年度 (千円)	節		備考
			区分	金額 (千円)	
病院事業収益	入院収益	765,347			
	入院収益	665,796			
	入院収益	430,699	入院収益	430,699	
	外来収益	153,720	外来収益	153,720	
	その他医業収益	12,018	室料差額収益 公衆衛生活動収益 その他医業収益	10,402 826 790	
医業外収益	他会計負担金	69,359	他会計補助金	69,359	
	長期前受金戻入	99,551			
	長期前受金戻入	98,721	長期前受金戻入	98,721	
	その他医業外収益	830	その他医業外収益	830	

( 収益的支出 )

款・項	目	本年度 (千円)	節		備考
			区分	金額 (千円)	
病院事業費用	給与費	1,044,690			
		1,040,690			
		462,369	給料	202,752	
			手当	130,693	
			報酬	14,423	
			賃金	21,168	
			法定福利費	69,421	
			法定福利費引当金繰入額	3,897	
			賞与引当金繰入額	20,015	
			薬品費	60,062	
材料費	診療材料費	90,720	診療材料費	23,519	
			給食材料費	13	
			医療消耗品費	7,126	

款・項	目	本年度 (千円)	節		備考			
			区分	金額 (千円)				
経	費	198,567	報償費	16				
			旅交通費	324				
			消耗品費	5,104				
			消耗品費	2,922				
			光熱水費	29,248				
			燃料費	4,856				
			食料費	11				
			印刷製本費	389				
			修繕費	15,923				
			保険料	1,368				
			手数料	95				
			賃借料	12,257				
			委託料	122,693				
			広告料	108				
			通信運搬費	2,437				
			諸費	816				
			減	償却費	286,434	建物減価償却費	45,212	
						建物付属設備減価償却費	67,476	
						構築物減価償却費	4,317	
						医療器械減価償却費	50,719	
						器械備品減価償却費	118,469	
						車両減価償却費	241	
						資産減耗費	1,000	
研究修費	1,600							
図書費	1,080							
旅研究雑費	420							
特別損失	費	3,000	研究雑費	100				
			固定資産売却損	1,000				
			過年度損益修正損	1,000				
			その他特別損失	1,000				
			予備費	1,000				
予備	費	1,000	固定資産売却損	1,000				
			過年度損益修正損	1,000				
			その他特別損失	1,000				
			予備費	1,000				
			予備費	1,000				

( 資本的支出 )

款・項	目	本年度 (千円)	節		備考
			区分	金額 (千円)	
資本的支出		28,693			
建設改良費		28,693			
	病院改築事業費	18,693			
	器械備品購入費	10,000	工 事 請 負 費	18,693	
			備 品 購 入 費	10,000	



議第 2 号

南和広域医療企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

南和広域医療企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について次のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

平成30年2月22日提出

南和広域医療企業団企業長 上山 幸寛

南和広域医療企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

南和広域医療企業団職員の育児休業等に関する条例(平成28年南和広域医療企業団条例第7号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第2条第1項、第3条第2項及び第5条第2項の規定」を削る。

第2条に次の1号を加える。

(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(7) 企業長が任命する職(以下「特定職」という。)に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

(イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後の任期)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

(ウ) 勤務日の日数を考慮して管理規程で定める非常勤職員

イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が1歳に達する日(以下この号及び同条において「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの  
第2条の次に次の3条を加える。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第1号に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日
  - (2) 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。) 当該子が1歳2か月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項及び第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)
  - (3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日
- ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者



が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として管理規程で定める場合に該当する場合

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合

(2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として管理規程で定める場合に該当する場合

第4条第1号を次のように改める。

(1) 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第4条第5号中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等(以下「保育所等」という。)における保育の利用を希望し、申し込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加え、同号を同条第6号とし、同条第2号から同条第4号までを1号ずつ繰り下げ、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児休業をしている職員が第6条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又

は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

第4条に次の2号を加える。

- (7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。
- (8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする事。

第5条中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申し込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第12条第1号を次のように改める。

- (1) 育児短時間勤務(育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第4条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第12条第6号中「別居したこと」の次に「、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申し込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加え、同号を同条第7号とし、同条第2号から同条第5号までを1号ずつ繰り下げ、同条第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 育児短時間勤務をしている職員が、第14条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第4条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第19条中「から前条まで」を「及び前条」に改める。

第22条中「第8条」の次に「まで」を加える。

第23条中「育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員
- (2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。)を除く。)

ア 特定職で引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して管理規程で定める非常勤職員  
第24条第1項中「勤務時間」の次に「(非常勤職員(再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。))にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間」を加え、同条第2項中「労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定による育児時間を承認されている職員」を「介護時間その他の管理規程で定める休暇(以下「介護時間等」とい

う。)の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。)」に、「当該育児時間」を「当該介護時間等の承認を受けて勤務しない時間」に改め、同条に次の1項を加える。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が労働基準法第67条の規定による育児時間(以下「育児時間」という。)又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。

第25条第4項中「労働基準法第67条の規定による育児時間又は部分休業を承認されている」を「部分休業又は介護時間等の承認を受けて勤務しない」に、「当該育児時間又は当該部分休業を承認されている」を「当該部分休業又は当該介護時間等の承認を受けて勤務しない」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。



## 議第 3 号

南和広域医療企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

南和広域医療企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について次のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

平成30年2月22日提出

南和広域医療企業団企業長 上山 幸寛

南和広域医療企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 南和広域医療企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例(平成24年2月南和広域医療組合条例第10号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「100分の170」を「100分の175」に改める。

第2条 南和広域医療企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条中「718,000円」を「439,800円」に改める。

第4条第3項中「100分の155」を「、企業長にあつては100分の107.5、副企業長にあつては100分の157.5」に、「100分の175」を「、企業長にあつては100分の122.5、副企業長にあつては100分の172.5」に改め、同条第4項本文中「期末手当基礎額は、」の次に「企業長にあつては給料月額、副企業長にあつては」を加える。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の南和広域医療企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例(以下「改正後の企業長等給与条例」という。)の規定は、平成29年12月1日から適用する。

(手当の内払)

3 改正後の企業長等給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の南和広域医療企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の企業長等給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。



議第 4 号

南和広域医療企業団企業長及び副企業長の退職手当に関する条例の一部を改正する条例  
について

南和広域医療企業団企業長及び副企業長の退職手当に関する条例の一部を改正する条例  
について次のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

平成30年2月22日提出

南和広域医療企業団企業長 上山 幸寛

南和広域医療企業団企業長及び副企業長の退職手当に関する条例の一部を改正する  
条例

南和広域医療企業団企業長及び副企業長の退職手当に関する条例(平成28年3月南和  
広域医療企業団条例第15号)の一部を次のように改正する。

第2条中「企業長」の次に「(県その他の地方公共団体において定年に達したことにより退  
職した者を除く。)」を加える。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。





議第 5 号

南和広域医療企業団職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について

南和広域医療企業団職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について次のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

平成30年2月22日提出

南和広域医療企業団企業長 上山 幸寛

南和広域医療企業団職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

南和広域医療企業団職員の退職手当に関する条例(平成28年南和広域医療企業団条例第14号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「規定する者のうち」の次に「、20年未満の期間勤続し」を加え、「第19条第1項各号」を「第19条第1項各号」に改め、「、その者が別表第2の勤続期間の区分の者に該当するときは」を削り、「同項の規定により計算した額に当該勤続期間」を「退職日給料月額に、その者の勤続期間に該当する別表第2の勤続期間」に改める。

別表第1(第6条第1項関係)

勤続期間の区分	左の区分に応じた割合
1年	0.837
2年	1.674
3年	2.511
4年	3.348
5年	4.185
6年	5.022
7年	5.859
8年	6.696
9年	7.533
10年	8.37
11年	9.2907
12年	10.2114
13年	11.1321
14年	12.0528
15年	12.9735

16年	14.3127
17年	15.6519
18年	16.9911
19年	18.3303
20年	19.6695
21年	21.3435
22年	23.0175
23年	24.6915
24年	26.3655
25年	28.0395
26年	29.3787
27年	30.7179
28年	32.0571
29年	33.3963
30年	34.7355
31年	35.7399
32年	36.7443
33年	37.7487
34年	38.7531
35年	39.7575
36年	40.7619
37年	41.7663
38年	42.7707
39年	43.7751
40年	44.7795
41年	45.7839
42年	46.7883
43年	47.709
44年	47.709
45年	47.709

別表第2(第6条第2項関係)

勤続期間の区分	左の区分に応じた割合
1年	0.5022
2年	1.0044
3年	1.5066
4年	2.0088

5年	2. 5 1 1
6年	3. 0 1 3 2
7年	3. 5 1 5 4
8年	4. 0 1 7 6
9年	4. 5 1 9 8
10年	5. 0 2 2
11年	7. 4 3 2 5 6
12年	8. 1 6 9 1 2
13年	8. 9 0 5 6 8
14年	9. 6 4 2 2 4
15年	10. 3 7 8 8
16年	12. 8 8 1 4 3
17年	14. 0 8 6 7 1
18年	15. 2 9 1 9 9
19年	16. 4 9 7 2 7

別表第3(第7条関係)

勤続期間の区分	左の区分に応じた割合
11年	11. 6 1 3 3 7 5
12年	12. 7 6 4 2 5
13年	13. 9 1 5 1 2 5
14年	15. 0 6 6
15年	16. 2 1 6 8 7 5
16年	17. 8 9 0 8 7 5
17年	19. 5 6 4 8 7 5
18年	21. 2 3 8 8 7 5
19年	22. 9 1 2 8 7 5
20年	24. 5 8 6 8 7 5
21年	26. 2 6 0 8 7 5
22年	27. 9 3 4 8 7 5
23年	29. 6 0 8 8 7 5
24年	31. 2 8 2 8 7 5

別表第4(第8条関係)

勤続期間の区分	左の区分に応じた割合
1年	1. 2 5 5 5
2年	2. 5 1 1
3年	3. 7 6 6 5

4年	5. 0 2 2
5年	6. 2 7 7 5
6年	7. 5 3 3
7年	8. 7 8 8 5
8年	1 0. 0 4 4
9年	1 1. 2 9 9 5
1 0年	1 2. 5 5 5
1 1年	1 3. 9 3 6 0 5
1 2年	1 5. 3 1 7 1
1 3年	1 6. 6 9 8 1 5
1 4年	1 8. 0 7 9 2
1 5年	1 9. 4 6 0 2 5
1 6年	2 0. 8 4 1 3
1 7年	2 2. 2 2 2 3 5
1 8年	2 3. 6 0 3 4
1 9年	2 4. 9 8 4 4 5
2 0年	2 6. 3 6 5 5
2 1年	2 7. 7 4 6 5 5
2 2年	2 9. 1 2 7 6
2 3年	3 0. 5 0 8 6 5
2 4年	3 1. 8 8 9 7
2 5年	3 3. 2 7 0 7 5
2 6年	3 4. 7 7 7 3 5
2 7年	3 6. 2 8 3 9 5
2 8年	3 7. 7 9 0 5 5
2 9年	3 9. 2 9 7 1 5
3 0年	4 0. 8 0 3 7 5
3 1年	4 2. 3 1 0 3 5
3 2年	4 3. 8 1 6 9 5
3 3年	4 5. 3 2 3 5 5
3 4年	4 6. 8 3 0 1 5
3 5年	4 7. 7 0 9
3 6年	4 7. 7 0 9
3 7年	4 7. 7 0 9
3 8年	4 7. 7 0 9
3 9年	4 7. 7 0 9

40年	47.709
41年	47.709
42年	47.709
43年	47.709
44年	47.709
45年	47.709

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。



議第 6 号

南和広域医療企業団病院事業料金徴収条例の一部を改正する条例について

南和広域医療企業団病院事業料金徴収条例の一部を改正する条例について次のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

平成30年2月22日提出

南和広域医療企業団企業長 上山 幸寛

南和広域医療企業団病院事業料金徴収条例の一部を改正する条例

南和広域医療企業団病院事業料金徴収条例（平成28年条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表室料の部 C 室の項五條病院の欄を次のように改める。

1日につき	3,240円
-------	--------

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。